

産業廃棄物・特別管理産業廃棄物処理業 変更届・業の廃止届の手引



令和6年10月

〔情報開示請求及び公文書情報提供サービスの対象文書について〕

許可申請・届出等に伴い、東京都に御提出いただいた一切の資料・書類等は、第三者から東京都情報公開条例に基づく開示請求又は公文書情報の提供依頼があった場合、原則、開示対象となります。

はじめに

この手引は、産業廃棄物収集運搬業、処分業、特別管理産業廃棄物収集運搬業及び処分業に関する変更届及び廃止届の提出方法について解説しています。

なお、法人の代表者、役員等、令※第6条の10に規定する使用人、株主又は出資者の住所の変更については、届出不要です。

※廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令

次に掲げる事項を変更する場合には、届出ではなく「変更許可申請」が必要です。

- ・ 収集運搬業又は処分業で、取り扱う産業廃棄物の種類を増やす場合（限定の解除を含む。）
- ・ 収集運搬業で、石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物及び水銀含有ばいじん等の取扱いを無から有に変更する場合（水銀使用製品産業廃棄物及び水銀含有ばいじん等に係る経過措置は令和4年9月末で終了したため）
- ・ 収集運搬業で、「積替え保管を除く」許可から「積替え保管を含む」許可に変更する場合
- ・ 処分業で、処分の方法を変更又は追加する場合（例：処分方法の切断に新たに破碎を追加等）

目 次

ページ

1	届出事項・届出期限等	2
2	届出の流れ	2
3	届出方法等	2
4	届出様式・添付書類の準備	4
5	届出に際しての留意事項	7
6	具体的な不適切事例	8
	【届出書様式】	9
	届出書（様式第十一号）（様式第十七号）	
	新旧対照表①（届出用）	
	新旧対照表②（届出用）	
	新任者一覧表	
	誓約書	
	政令使用人に関する証明書	
	運搬車両一覧	
	運搬車両の写真（貼付台紙）	
	欠格要件該当届出書	

【記入例】	21
-------	----

【注意事項】

虚偽の申請により許可を受けた場合及び虚偽の届出をした場合は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の3の2第1項第6号の規定により、許可を取消しされることがあります。なお、許可取消しの日から5年間は新たに許可を申請することができません。

また、行政書士が虚偽の申請・届出をした場合、行政書士法第14条、第14条の2の規定により処分されることがあります。

1 届出事項・届出期限等

項目 番号	届出事項	届出方法		変更日等 からの 届出期限	許可証 の書換
		来庁	郵送		
1	法人の名称の変更	○	○	30日以内	有
	個人事業者の氏名の変更	○	○	10日以内	有
2	法人の本店所在地の変更	○	○	30日以内	有
	個人事業者の住所の変更	○	○	10日以内	有
3	法人の代表者の変更	○	○	30日以内	有
	法人の役員等の変更	○	○	30日以内	
	政令使用人の変更、株主等の変更	○	○	10日以内	
4	運搬車両の変更	○	○	10日以内	
	運搬船舶の変更	○	○	10日以内	
5	運搬車両用の駐車場所在地の変更	○	○	10日以内	
6	取り扱う産業廃棄物の種類の減少	○	○	10日以内	有
7	政令市(八王子市)における積替え保管許可の有無の変更	○	○	10日以内	有
8	産業廃棄物処理業の廃止	○	× ^{注1}	10日以内	
9	欠格要件該当の届出	○	× ^{注1}	2週間以内	
10	積替え保管施設又は中間処理施設に関する変更	窓口にて、御相談ください。			

注1：郵送をご希望の場合は事前にご相談ください。事前相談なく郵送された場合は受付できない場合があります。

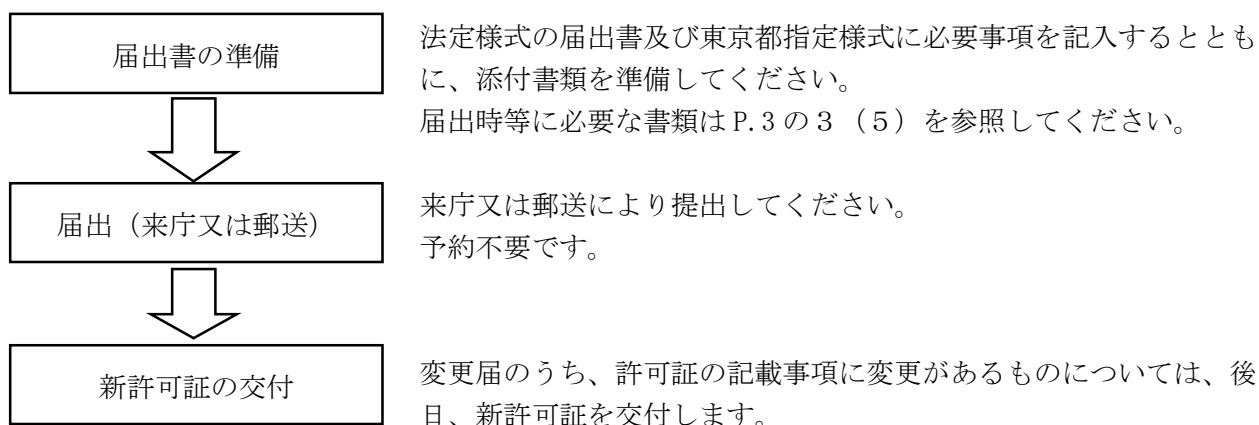
※ 水銀使用製品産業廃棄物及び水銀含有ばいじん等を取扱う事業者に係る経過措置は令和4年9月末で終了しました。

※ 今後、水銀使用製品産業廃棄物及び水銀含有ばいじん等を「含む。」とする場合は、別途、変更許可の手続きが必要となります（変更許可申請手数料がかかります。）。

※ 網掛けの内容に変更があった場合は、許可証を書き換える必要があります。詳細は P.3 の3（5）を御確認ください。

（注）連絡先（電話番号）に変更がある場合は、許可番号、名称及び変更内容を記載した書類（任意書式）を P.2 の3（3）の受付場所宛てに郵送又は FAX してください。

2 届出の流れ



3 届出方法等

（1）提出部数

正副2部（副本は届出者の控えとなりますので、正本の写しでも構いません。）

（2）手数料

無料

（3）届出の方法

来庁か郵送となります。次の2か所の窓口で受け付けています。

東京都 環境局 資源循環推進部 産業廃棄物対策課 審査担当 〒163-8001 新宿区西新宿 2-8-1 都庁第二本庁舎 19 階北側 J R 新宿駅西口から徒歩 15 分、都営大江戸線 都庁前駅から徒歩 5 分 電話 03-5388-3587 (直通) F A X 03-5388-1381
東京都 多摩環境事務所 廃棄物対策課 審査担当 〒190-0022 立川市錦町 4-6-3 東京都立川合同庁舎 3 階 J R 立川駅南口から徒歩 15 分、J R 西国立駅から徒歩 7 分 電話 042-528-2693 (直通) F A X 042-522-9511

〔来庁時の受付時間〕 平日の午前 9 時から午後 5 時まで（正午から午後 1 時までを除く。予約不要）

注 1) 産業廃棄物処理業の廃止、欠格要件該当の届出は原則として来庁のみとなります。

注 2) 積替え保管施設又は中間処理施設に関する変更については御予約の上、窓口にて御相談ください。

(4) 新許可証の交付方法

原則として申請者宛ての郵送となります。

旧許可証は新許可証がお手元に届き次第、同封する封筒に入れて返送してください。

(5) 届出時等に必要な書類等

	届出方法	許可証の受領方法	届出に必要な書類
新許可証交付の場合	郵送	郵送	① 「4(1)届出様式等(2)添付書類」(P.4~5 参照)に記載するもの ② <u>新許可証交付用レターパックプラス</u> (宛先に申請者名・住所を記載したもの、レターパックライト及び速達・書留等不可) ③ <u>副本返送用レターパックライト</u> (提出されない場合は、②に副本を同封します。)
			① 「4(1)届出様式等(2)添付書類」(P.4~5 参照)に記載するもの ② <u>新許可証交付用レターパックプラス</u> (宛先に申請者名・住所を記載したもの、レターパックライト及び速達・書留等不可) ※ 副本は届出時に返却します。
	来庁	(来庁)	① 「4(1)届出様式等(2)添付書類」(P. 4~5 参照)に記載するもの ※ やむを得ない事情で窓口にて許可証の受領を希望する場合には、「4(5)」(P.6 参照)を確認してください。
の許可証交付がない場合	郵送	—	① 「4(1)届出様式等(2)添付書類」(P. 4~5 参照)に記載するもの ② <u>副本返送用レターパックライト</u>
	来庁	—	① 「4(1)届出様式等(2)添付書類」(P. 4~5 参照)に記載するもの ※ 副本は届出時に返却します。

【注意事項】

- ① 副本の返送と新許可証の交付については、重量にかかわらず均一料金で発送記録が確認できるレターパックの利用に御協力ください。
- ② レターパックプラス及びレターパックライトには宛名を記載し、「ご依頼主様保管用シール」をはがさないでください。(副本返送用レターパックライトには申請者以外の宛名を記載することも可能です。)
- ③ 都では副本の返送を郵送のみで行っており FAX では行っておりません。副本を返送する手段がない場合は、副本を返送せず都から連絡をしません。
- ④ 許可証交付用レターパックプラスが同封されていない場合は都から連絡はせず、許可証は来庁による交付となります。
- ⑤ 新許可証を申請者以外の方に郵送する場合は、4 (5) (P.7 参照) の「C.申請者以外の方が来庁にて受領する場合」に記載された(1)又は(2)の提出が必要です。

4 届出様式・添付書類の準備

・提出書類

(1) 届出様式等

- ・ 産業廃棄物処理業変更届出書 (様式第11号 (第10条の10関係)、P.11参照)
- ・ 特別管理産業廃棄物処理業変更届出書 (様式第17号 (第10条の23関係)、P.12参照)
- ・ 欠格要件該当届出書 ((2)表中の項目番号9及びP.19参照)

(2) 添付書類

項目番号	変更事項	添付書類
1	法人の名称の変更 (有限会社から株式会社への変更等を含む。)	(1)『許可証の写し』 (2)新旧対照表① (3)定款の写し (法人)
	個人事業者の氏名の変更	(4)法人の登記事項証明書 (履歴事項全部証明書) (法人) (5)住民票抄本 (個人事業者)
2	法人の本店所在地の変更	(1)『許可証の写し』 (2)新旧対照表①
	個人事業者の住所の変更	(3)法人の登記事項証明書 (履歴事項全部証明書) (法人) (4)住民票抄本 (個人事業者)
3	法人の代表者の変更	(1)『許可証の写し』
	法人の役員の変更 (役員とは、業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同様以上の支配力を有するものと認められる者を含む。)	(2)新旧対照表①、②及び新任者一覧表 (3)法人の登記事項証明書 (履歴事項全部証明書) (4)誓約書 (代表取締役が代表して誓約) (5)住民票抄本 (本籍が記載されたもの) (6)成年被後見人等に該当しない旨の登記事項証明書等 (詳細は、P.7の5 (1)を参照してください。) (7)政令使用人に関する証明書 (新任の使用人を登録する場合) (8)株主等が法人の場合には、当該法人の登記事項証明書 (法人登記の履歴事項全部証明書)
	政令使用人 (令※第6条の10に規定する使用人) の変更 ※ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令	※ 既に代表取締役、役員、政令使用人、株主等として都に登録してある方の変更は、(4)～(8)は提出不要 (政令使用人、株主のみの変更は(3)も不要) ※ 減員のみの場合は、新任者一覧表及び(4)～(8)は提出不要 ※ 株主が社員持株会の場合は、(8)登記事項証明書に代え、持株会の規約を提出してください。
4	運搬車両の変更 (新規・抹消) (新規登録する車両については、使用権原が確認できる車両のみ登録可。使用権原についてはP.8の5 (2)を参照) ※ PCB運搬車両について変更がある場合は、右記以外の書類も必要になります。詳細は都へ御相談ください。	(1)『許可証の写し』 (2)新旧対照表① (3)運搬車両一覧 <u>(登録状況を東京都環境局ホームページ内「産業廃棄物処理業者情報の検索」で確認し、変更車両のみ記載してください。)</u> (4)ICタグ付き自動車検査証の場合は自動車検査証記録事項の写し、従来の自動車検査証の場合は車検証の写し。 (5)新規登録車両の写真 (カラー、「産業廃棄物収集運搬車」の表示があるもの) (6)「産業廃棄物収集運搬車」の表示の写真 (カラー) ((5)の表示の文字が読み取れない場合のみ必要です。) ※ 減車の場合は、(4)(5)(6)は提出不要です。

項目番号	変更事項	添付書類
4	運搬船舶の変更（新規・抹消） （新規登録する船舶については、使用権原が確認できる船舶のみ登録可。使用権原については、P.8の5（3）を参照） ※ PCB 運搬船舶について変更がある場合は、右記以外の書類も必要になります。詳細は都へ御相談ください。	(1) 『許可証の写し』 (2) 新旧対照表① (3) 運搬船舶一覧（運搬車両一覧を読み替えて使用してください。） <u>（登録状況を東京都環境局ホームページ内「産業廃棄物処理業者情報の検索」で確認し、変更船舶のみ記載してください。）</u> (4) 新たに登録する船舶の使用権原を証明する書類 （詳細は、P.8の5（3）を参照してください。） (5) 新たに登録する船舶の写真（カラー） （船舶名が確認できるように全体を撮影したもの） (6) 「産業廃棄物収集運搬船」の表示の写真（カラー） ※ 減船のみの場合は、(4) (5) (6) は提出不要です。
5	運搬車両用の駐場所在地の変更	(1) 『許可証の写し』 (2) 新旧対照表①
6	取り扱う産業廃棄物の種類の減少	(1) 『許可証の写し』 (2) 新旧対照表①
7	政令市（八王子市）における積替え保管許可の有無の変更	(1) 『許可証の写し』 (2) 新旧対照表① (3) 無→有に変更の場合は、政令市の収集運搬業許可証の写し (4) 有→無に変更の場合は、政令市の受理印のある変更届の写し
8	産業廃棄物処理業の廃止 ※ <u>受付は原則として来庁のみ</u> 郵送ご希望の場合は事前に電話での相談が必要です。	(1) 『許可証（原本）』 (2) 中間処理施設又は積替え保管施設の廃止を伴う場合は、当該施設での産業廃棄物の取扱いを廃止したことが分かる施設内の写真
9	欠格要件該当の届出 ※ <u>受付は原則として来庁のみ</u> 郵送ご希望の場合は事前に電話での相談が必要です。	(1) 『許可証（原本）』 (2) 欠格要件に該当する事が確認できる書類 （判決書の写し等） (3) 欠格要件該当者が法人の場合は、当該法人の登記事項証明書 （履歴事項全部証明書） (4) 欠格要件該当者が個人の場合は、当該個人の住民票抄本 （本籍が記載されたもの）
10	積替え保管施設又は中間処理施設に関する変更	変更許可申請に該当する場合があります。 必ず、当該施設を管轄する窓口で御相談ください。
—	1～10に共通する添付書類	(1) 委任状 ※新許可証の受領を第三者（親子会社、関連会社等含む。）へ依頼する場合は、委任状（許可証の受領について明記したもの）が必須です。第三者が許可証を受領する場合は、郵送であっても追加で書類が必要になります（詳細はP7(5)Cを参照）。

【注意事項】

- ① 法人の登記事項証明書（履歴事項全部証明書）、住民票抄本、成年被後見人等に該当しない旨の登記事項証明書は、届出日時時点で交付日から6か月以内かつ最新のものとしてください。
- ② 許可証の写しの添付忘れが見受けられます。許可証の裏面にも記載がある場合は、裏面も忘れずに添付してください。

届出様式及び一部の添付書類については、本冊子のコピー又は東京都環境局のホームページからダウンロードしてください。

(3) 同時届出による添付書類の省略

産業廃棄物収集運搬業と産業廃棄物処分業など、都において複数の許可を有する方が、同じ内容の変更届（例：代表者の変更）を同時に提出する場合は、いずれかの届出書に必要な書類の原本を添付すれば共通する次の書類の添付を省略することができます。

書類の添付を省略する場合は、省略した方の変更届出書に省略書類一覧表（任意様式）を添付してください。

	省略書類等	省略の可否		
		法人	個人	
1	重複する自動車検査証又は自動車検査証記録事項の写し	○	○	
2	重複する運搬船舶の使用権原を証明する書類	○	○	
3	重複する運搬車両（運搬船舶）の写真	○	○	
4	申請者の定款の写し	○	—	
5	法人の履歴事項全部証明書	届出者	○	—
	5%以上の法人株主又は出資者 (株主又は出資者が法人の場合)	○	—	
6	住民票抄本	届出者	—	○
		役員等(監査役・相談役・顧問含む。)	○	—
		5%以上の株主又は出資者	○	—
		政令使用人	○	○
7	成年被後見人等に該当しない旨の登記事項証明書等	届出者	—	○
		役員等(監査役・相談役・顧問含む。)	○	—
		5%以上の株主又は出資者	○	—
		政令使用人	○	—
8	誓約書	○	○	

(4) 届出書の綴じ方



- 届出書は、(1)届出様式等、(2)添付書類の順に、クリップかホチキスで綴じてください。
- 不足書類があると受理できない場合があります。**不足書類がないか、提出前にもう一度確認してください。**許可証の写しは、裏面がある場合は裏面も忘れずに添付してください。**

(5) 許可証の窓口受領について

都では許可証の受領を郵送で行うようお願いしています。やむを得ず窓口で受領する場合は、次の表 A 又は B に記載した書類を持参してください。

A.申請者が来庁にて受領する場合	B.申請者以外の方が来庁にて受領する場合
<p>1 受領証(「許可証交付のお知らせ」下部にあるものに必要事項を記載すること。)</p> <p>2 本人確認ができるものとして次の(1)を提出 (1)を提出できない場合は、事前に電話相談のうえ(2)～(5)のいずれかを提示すること。)</p> <p>(1) 旧許可証(原本)</p> <p>(2) 申請書(副本)(都の受領印が押印されているもの)</p> <p>(3) 申請者の印鑑証明書(発行後 6 か月以内)の写し(法人の場合)</p> <p>(4) 社員証(顔写真付き)及び健康保険証(法人名記載があるもの)(法人の場合)</p> <p>(5) 運転免許証(個人事業者の場合)</p>	<p>1 受領証(「許可証交付のお知らせ」下部にあるものに必要事項を記載すること。)</p> <p>2 委任状(届出時に未提出の場合) (許可証の受領が委任事項に明記されたもの)</p> <p>3 許可証受領の受任が確認できるものとして、次の(1)を提出 (1)を提出できない場合は、事前に電話相談のうえ(2)、(3)のいずれかを提示すること。)</p> <p>(1) 旧許可証(原本)</p> <p>(2) 法人の場合は、申請者の印鑑証明書(発行後 6 か月以内)の写し</p> <p>(3) 個人事業者の場合は、申請者の運転免許証の写し</p>
	<p>C.申請者以外の方が郵送で受領する場合</p>
	<p>届出受付時に下記のどちらかの提出が必要です。</p> <p>(1) 法人の場合は、申請者の印鑑証明書(発行後 6 か月以内)の写し</p> <p>(2) 個人事業者の場合は、申請者の運転免許証の写し</p>

5 届出に際しての留意事項

(1) 成年被後見人等に該当しない旨の登記事項証明書等

成年被後見人等に該当しない旨の登記事項証明書は、後見登記等に関する法律第 10 条第 1 項に規定する証明書で、成年被後見人又は被保佐人の登記がないことを証明する書類です。証明書の交付は全国の法務局及び地方法務局(本局)で行っています(郵送受付は東京法務局のみ)。

なお、「登記されていないことの証明申請書」の作成に当たっては、「証明事項」欄は「成年被後見人、被保佐人とする記録がない。」をチェックしてください。

また、住所などの誤記入が見受けられますので、各欄は、住民票抄本に記載されているとおりに記載してください。

<p>登記事項証明書に関するお問合せ先</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 窓口での申請：管轄の法務局及び地方法務局(本局) ・ 郵送による申請：東京法務局 民事行政部 後見登録課 (TEL03-5213-1360) 東京都千代田区九段南1-1-15 九段第2合同庁舎(「九段下駅」下車)
--

《成年被後見人等に該当しない旨の登記事項証明書を提出できない方の場合》

廃棄物の処理及び清掃に関する法律の改正に伴い、令和元年 12 月 14 日から「成年被後見人又は被保佐人」が欠格事由ではなくなり、「精神の機能の障害により、廃棄物の処理の業務を適切に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者」となりました。

成年被後見人又は被保佐人に該当しない方等は、これまでどおり「成年被後見人等に該当しない旨の登記事項証明書」を提出してください。成年被後見人又は被保佐人に該当する方は添付書類が異なりますので、事前に P.2 の 3 (3) の窓口までお問い合わせください。

(2) 運搬車両の使用権原等

- ① 運搬車両の使用権原は、自動車検査証（自動車検査証記録事項）の所有者又は使用者の欄で確認します。使用権原があると認められるのは、次の場合のみです。
 - ・ 使用者欄が届出者である場合
 - ・ 使用者欄が空欄の場合には、所有者欄が届出者である場合
- ② レンタル車両（借受契約等で借りている車両）の登録はできません。
- ③ 届出日時点で有効な自動車検査証に限ります。
- ④ 「土砂等禁止」の車両では、土砂等に類する過積載のおそれがある廃棄物（ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、鋳さい、がれき類、汚泥）は、運搬できません。
- ⑤ トレーラ及びセミトレーラは、容器として取り扱いますので登録は不要です。
- ⑥ 既に他の事業者の登録車両となっている車両は、届出されても登録できません。
- ⑦ 「都民の健康と安全を確保する環境に関する条例」に基づくディーゼル車走行規制不適合車は、登録できません。ディーゼル車走行規制不適合車の可能性のある車両については、DPF装着証明書（写し）の提出を求める場合があります。適合車か否かの確認は、東京都環境局環境改善部自動車環境課ディーゼル車規制相談窓口（専用電話 03-5388-3528）にお問い合わせください。

(3) 運搬船舶の使用権原等

- ① 届出者が所有している場合：船舶検査証書
- ② 裸傭船契約をしている場合：船舶検査証書及び裸傭船契約書
- ③ 裸傭船契約に準じた傭船契約をしている場合：船舶検査証書及び次の3点が明記されている傭船契約書
 - (ア) 船主は本船の船長及び乗務員に対する雇用契約に基づく労務供給請求権を傭船者に譲渡し、船長及び乗務員は海上運搬に係る傭船者の指揮監督に服し、傭船者の指定する産業廃棄物の積替え及び海上運搬を行うこと。
 - (イ) 傭船者は海上運搬に係る責任の一切を負うこと。
 - (ウ) 船主は傭船契約中、本契約以外の契約に応じないこと。

(4) 写真撮影の留意点

写真は、鮮明に撮影し、カラー写真で提出してください。

- ・ 不鮮明な写真は再提出となる場合があります。
- ・ 新規登録する車両又は船舶のみが対象です。
- ・ 車両は、必ず見切れないよう、前面（真正面からナンバープレートが読めるように）及び側面（真横から車両全体が分かるように）から撮影してください。
- ・ 産業廃棄物収集運搬車の表示の内容が確認できるように撮影してください。
- ・ 船舶の場合は、船舶の全体及び船舶名が確認できるように撮影してください。

(5) その他

- ・ 代表者の変更と運搬車両の変更など、届出内容が複数の項目に及ぶ場合でも、1つの届出として提出してください。
- ・ 届出書正本には、法人の登記事項証明書、住民票抄本、成年被後見人等に該当しない旨の登記事項証明書の原本を添付してください。なお、提出した原本は返却しませんので、御了承ください。

6 具体的な不適切事例

届出に際し、次のような事例が多数見受けられます。提出前に再度御確認をお願いします。

(1) 共通的事項

- ・ 副本が同封されていない。（→ P.2の3（1）を確認してください。）
- ・ 返送用レターパックが同封されていない。（→ P.3の3（5）を確認してください。）

(2) 許可証の受領に係る事項

- ・ 郵送による許可証受領の場合において、新許可証交付用のレターパックプラス（適切な料金のもので宛名が記載され、「ご依頼主様保管用シール」が貼付されたもの）が同封されていない。
（→ P.3の3（5）を確認してください。）
- ・ 来庁により許可証を受領する場合において、許可証作成後に都から「許可証交付のお知らせ」をFAXで送付しても、長期間来庁していただけない。
- ・ 許可証の受領を代理人へ依頼する場合において、委任状にその旨が記載されていない又は必要書類がない。

(3) 特定の届出内容に係る事項

- ・ 法人の役員等（代表取締役、役員、政令使用人、株主等）の変更について、新旧対照表②に全ての法人の役員等ではなく、変更となった方だけが記載されている。

(例) 新任の役員がいる場合において、代表取締役、役員のみが記載され、株主等が記載されていない。

（→ P.24の新旧対照表②（届出用）を確認してください。）

- ・ 運搬車両の変更に係る新規登録に際し、前面（真正面からナンバープレートのナンバー表示が分かるように）及び側面（真横から車両全体が分かるように）から撮影されていない。

(例) 側面の写真で車両が端まで写っていない。

また、産業廃棄物収集運搬車の表示の内容が読み取れない。

【届出書様式】

様式第十一号（第十条の十関係）

東京都知事 殿	産業廃棄物処理業 廃止 変 更 届出書	年 月 日
届出者 郵便番号 住 所 氏 名 （法人にあつては、名称及び代表者の氏名） 電話番号 F A X		
年 月 日付け第13- - 号で許可を受けた産業廃棄物処理業に係 廃止 る以下の事項について したので、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の2第3項に 変更 において準用する同法第7条の2第3項の規定により、関係書類等を添えて届け出ます。		
	新	旧
廃止した事業又は 変更した事項 の内容（規則第 10条の10第1項第 2号に掲げる事項 を除く。）		
変更した事項の内容（規則第10条の10第1項第2号に掲げる事項）		
（変更内容が法人に係るものである場合）※法定代理人、株主及び出資をしている者の変更		
(ふりがな) 名 称	住 所	
（変更内容が個人に係るものである場合）※法定代理人、役員（法定代理人が法人である 場合の当該法人の役員を含む）、株主、出資をしている者及び使用人の変更		
(ふりがな) 氏 名	生年月日	本 籍
	役職名・呼称	住 所
廃止又は変更の理由		
担当者又は担当部署		
備考		
1 この届出書は、廃止又は変更の日から10日（法人で規則第10条の10第3項第1号又は第3 号の規定により登記事項証明書を添付すべき場合にあっては、30日）以内に提出するこ と。 2 各欄にその記載事項のすべてを記載することができないときは、同欄に「別紙のと おり」と記載し、この様式の例により作成した書面を添付すること。		

（日本産業規格 A列4番）

様式第十七号（第十条の二十三関係）

特別管理産業廃棄物処理業 東京都知事 殿	廃止 変更 届出書 年 月 日	
届出者 郵便番号 住 所 氏 名 (法人にあっては、名称及び代表者の氏名) 電話番号 F A X		
年 月 日付け第13- - 号で許可を受けた特別管理産業廃棄物処理業に係る以下の事項について 廃止 変更 したので、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の5第3項において準用する同法第7条の2第3項の規定により、関係書類等を添えて届け出ます。		
	新	旧
廃止した事業又は変更した事項の内容（規則第10条の23第1項第2号に掲げる事項を除く。）		
変更した事項の内容（規則第10条の23第1項第2号に掲げる事項）		
（変更内容が法人に係るものである場合）※法定代理人、株主及び出資をしている者の変更		
(ふりがな) 名 称	住 所	
（変更内容が個人に係るものである場合）※法定代理人、役員（法定代理人が法人である場合の当該法人の役員を含む）、株主、出資をしている者及び使用人の変更		
(ふりがな) 氏 名	生年月日 役職名・呼称	本 籍 住 所
廃止又は変更の理由		
担当者又は担当部署		
備考 1 この届出書は、廃止又は変更の日から10日（法人で規則第10条の23第3項第1号又は第3号の規定により登記事項証明書を添付すべき場合にあっては、30日）以内に提出すること。 2 各欄にその記載事項のすべてを記載することができないときは、同欄に「別紙のとおり」と記載し、この様式の例により作成した書面を添付すること。		

（日本産業規格 A列4番）

新旧対照表①（届出用）

変更の有無	変更事項	変更内容	
		変更後	変更前
有・無	(ふりがな) 法人の名称、 個人事業者の氏名	()	()
有・無	法人の本店所在地、 個人事業者の住所、 連絡先	電話番号：	電話番号：
有・無	法人の代表者	新旧対照表②（届出用）及び新任者一覧表のとおり	
有・無	法人の役員等、 政令使用人等		
有・無	株主、出資者		
有・無	運搬車両・船舶	運搬車両一覧のとおり	
有・無	運搬車両用の駐車 場所在地		
有・無	取り扱う産業廃棄 物の種類の減少		
有・無	政令市（八王子市） における積替え保 管許可の有無	有 ・ 無	有 ・ 無
有・無	その他		

注 記入欄が足りない場合は、別途、用紙を作成し提出してください。

新旧対照表②（届出用）

- ・全ての法人の役員等（代表取締役、役員、政令使用人、株主等）について全て記載してください。
- ・この表の新（役員、5%以上の株主、政令使用人等）の欄に記載した方のうち、都に登録がなく、今回新たに就任する方については、「番号」欄に○をし、「新任者一覧表」に必要事項を記載してください。

番号	新（役員、政令使用人、5%以上の株主等）	旧（役員、政令使用人、5%以上の株主等）
1	役職名等 氏名等	役職名等 氏名等
2	役職名等 氏名等	役職名等 氏名等
3	役職名等 氏名等	役職名等 氏名等
4	役職名等 氏名等	役職名等 氏名等
5	役職名等 氏名等	役職名等 氏名等
6	役職名等 氏名等	役職名等 氏名等
7	役職名等 氏名等	役職名等 氏名等
8	役職名等 氏名等	役職名等 氏名等
9	役職名等 氏名等	役職名等 氏名等
10	役職名等 氏名等	役職名等 氏名等
11	役職名等 氏名等	役職名等 氏名等
12	役職名等 氏名等	役職名等 氏名等
13	役職名等 氏名等	役職名等 氏名等
14	役職名等 氏名等	役職名等 氏名等
15	役職名等 氏名等	役職名等 氏名等

新任者一覧表

・新旧対照表②（届出用）の「番号」欄に○をした方（都に登録のない方）のみ記載してください。

(ふりがな) 氏名	生年月日	本籍
	役職名・呼称	住所
()		
()		
()		
()		
()		
()		
()		
()		
()		
()		
()		
()		
()		
()		

5

10

誓約書

届出者は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第5項第2号イからへに該当しない者であることを誓約します。

年 月 日

東京都知事殿

届出者

住所

氏名

(法人にあつては名称及び代表者の氏名)

政令使用人に関する証明書

年 月 日

東京都知事殿

届出者
住所
氏名
(法人にあつては名称及び代表者の氏名)

下記の者は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の10に規定する「政令で定める使用人」であることを証します。

記

氏 名

役 職

勤務場所（事業所名、住所）

業務内容

以上

— 運搬車両一覧 —

新規 _____ 台 (隻) 抹消 _____ 台 (隻)

	車体の形状	自動車登録番号 又は車両番号	最大積載量 (kg)	所有者又は使用者	備考
1					新規・抹消
2					新規・抹消
3					新規・抹消
4					新規・抹消
5					新規・抹消
6					新規・抹消
7					新規・抹消
8					新規・抹消
9					新規・抹消
10					新規・抹消
11					新規・抹消
12					新規・抹消
13					新規・抹消
14					新規・抹消
15					新規・抹消

※届出内容欄の該当する項目に○を付けてください。

新規＝新しく登録する車両 抹消＝今回登録を抹消する車両

注) 既に登録済みで、引き続き使用する車両については記載不要です。

※東京都環境局ホームページ内「産業廃棄物処理業者情報の検索」で現在登録中の車両を確認できます。

運搬車両の写真

自動車登録番号又は車両番号			
前 面 写 真	<p>写真の方向等について図示するのが望ましい。</p> <p>注意事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・車両の前面を真正面から撮影すること。 ・ナンバープレートが確認できること。 ・船舶の場合は、船舶の全体及び船舶名が確認できるように撮影すること。 ・不鮮明な写真、合成が疑われる写真は、再提出となる場合があります。 		
側 面 写 真	<p>注意事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・車両の側面を真横から車両全体が分かるように撮影すること。 ・名称等の車体の表示が確認できること。 ・不鮮明な写真、合成が疑われる写真は、再提出となる場合があります。 <div style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black; padding: 10px; margin: 10px 0;"> <p style="text-align: center;">産業廃棄物収集運搬車は、車両の両側面に「産業廃棄物収集運搬車」、「会社名（事業者名）」、「許可番号の下6桁」を表示すること。</p> <p style="text-align: center;">車体の表示が読み取れない場合には、別途、当該部分を接写した写真を3枚目として添付すること。</p> <p style="text-align: center;">車体の表示の接写については、車両毎に1枚ずつ添付すること。</p> </div> <p>※新規申請で他の自治体において既に産業廃棄物処理業許可を取得している場合、車体の表示が必要です。</p>		
	<table border="1" style="display: inline-table; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50px; text-align: center;">撮影</td> <td style="width: 100px; text-align: center;">年 月 日</td> </tr> </table>	撮影	年 月 日
撮影	年 月 日		

(第十条の十の三、第十条の二十四関係)

産業廃棄物処理業
特別管理産業廃棄物処理業

欠格要件該当届出書

年 月 日

東京都知事 殿

届出者

郵便番号
住 所

氏 名

(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

電話番号
F A X

産業廃棄物処理業
特別管理産業廃棄物処理業

に係る以下の事項について欠格要件に該当するに至ったので、

廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第14条の2第3項 において準用する第7条の2第
第14条の5第3項

4項の規定により、関係書類等を添えて届け出ます。

許 可 番 号	第 1 3 - - 号
許 可 年 月 日	年 月 日
欠格要件に該当する に至った年月日	年 月 日
欠格要件に該当するに至った具体的な事由 (裏面の該当する条項の欄に○を付け、本欄に具体的事由を記載してください。)	
備考	

(日本産業規格 A列4番)

(裏面)

- ・ 欠格要件に該当するに至った事由に丸印を付けてください。

—	法第14条第5項第2号イ
—	法第7条第5項第4号
イ	心身の故障によりその業務を適切に行うことができない者として環境省令で定めるもの
ロ	破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
ハ	禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者
ニ	この法律、浄化槽法(昭和58年法律第43号)その他生活環境の保全を目的とする法令で政令で定めるもの若しくはこれらの法令に基づく処分若しくは暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。第32条の3第7項及び第32条の11第1項を除く。)の規定に違反し、又は刑法(明治40年法律第45号)第204条、第206条、第208条、第208条の2、第222条若しくは第247条の罪若しくは暴力行為等処罰ニ関スル法律(大正15年法律第60号)の罪を犯し、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者
ホ	第7条の4第1項(第4号に係る部分を除く。)若しくは第2項若しくは第14条の3の2第1項(第4号に係る部分を除く。)若しくは第2項(これらの規定を第14条の6において読み替えて準用する場合を含む。)又は浄化槽法第41条第2項の規定により許可を取り消され、その取消しの日から5年を経過しない者(当該許可を取り消された者が法人である場合(第7条の4第1項第3号又は第14条の3の2第1項第3号(第14条の6において準用する場合を含む。))に該当することにより許可が取り消された場合を除く。)においては、当該取消しの処分に係る行政手続法(平成5年法律第88号)第15条の規定による通知があった日前60日以内に当該法人の役員(業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。以下この号、第8条の5第6項及び第14条第5項第2号ニにおいて同じ。)であった者で当該取消しの日から5年を経過しないものを含む。)
ヘ	第7条の4若しくは第14条の3の2(第14条の6において読み替えて準用する場合を含む。)又は浄化槽法第41条第2項の規定による許可の取消しの処分に係る行政手続法第15条の規定による通知があった日から当該処分する日又は処分をしないことを決定する日までの間に次条第3項(第14条の2第3項及び第14条の5第3項において読み替えて準用する場合を含む。以下この号において同じ。)の規定による一般廃棄物若しくは産業廃棄物の収集若しくは運搬若しくは処分(再生することを含む。)の事業のいずれかの事業の全部の廃止の届出又は浄化槽法第38条第5号に該当する旨の同条の規定による届出をした者(当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。)で、当該届出の日から5年を経過しないもの
ト	へに規定する期間内に次条第3項の規定による一般廃棄物若しくは産業廃棄物の収集若しくは運搬若しくは処分の事業のいずれかの事業の全部の廃止の届出又は浄化槽法第38条第5号に該当する旨の同条の規定による届出があった場合において、への通知の日前60日以内に当該届出に係る法人(当該事業の廃止について相当の理由がある法人を除く。)の役員若しくは政令で定める使用人であった者又は当該届出に係る個人(当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。)の政令で定める使用人であった者で、当該届出の日から5年を経過しないもの
	法第14条第5項第2号ハ 営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人が法第7条第5項第4号イからへまでのいずれかに該当するもの
	法第14条第5項第2号ニ 法人でその役員又は政令で定める使用人のうちに法第7条第5項第4号イからへまでのいずれかに該当する者のあるもの
	法第14条第5項第2号ホ 個人で政令で定める使用人のうちに法第7条第5項第4号イからへまでのいずれかに該当する者のあるもの

【記入例】

【留意事項】

届出書に記載する氏名・名称、役職、住所、本籍等は、履歴事項全部証明書及び住民票抄本のとおりに記載してください。

1 変更の場合

様式第十一号（第十条の十関係）

①「変更」に○をつけてください
(計2箇所)。

産業廃棄物処理業 廃止
変更 届出書
①

令和4年 1月 6日

東京都知事 殿

届出者
郵便番号 ***-***
住所 東京都新宿区西新宿〇丁目〇番〇号
氏名 東京〇〇株式会社
代表取締役 江戸 一郎
(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)
電話番号 03-1234-***
F A X 03-1234-***

②最新の情報を記載してください。

③許可証の「許可の年月日」を記載

③

令和3年 10月 5日付け第13-00-***号で許可を受けた産業廃棄物処理業に係る以下の事項について 廃止 したので、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の2第3項において準用する同法第7条の2第3項の規定により、関係書類等を添えて届け出ます。
① 変更

④

	新	旧
廃止した事業又は変更した事項の内容（規則第10条の10第1項第2号に掲げる事項を除く。）	法人の名称の変更 (詳細は、新旧対照表①(届出用)のとおり)	④「新」の欄に、P.2の「1届出事項・届出期限等」のうち該当する「届出事項」を記載し、「(詳細は、新旧対照表①(届出用)のとおり)」と記載してください。「旧」の欄は記載不要です。
変更した事項の内容（規則第10条の10第1項第2号に掲げる事項）	(変更内容が法人に係るものである場合) ※法定代理人、株主及び出資をしている者の変更	

(変更内容が法人に係るものである場合) ※法定代理人、株主及び出資をしている者の変更			
(ふりがな) 氏名	名称	住所	
⑤	⑤記載不要です。		
(変更内容が個人に係るものである場合) ※法定代理人、役員（法定代理人が法人である場合の当該法人の役員を含む）、株主、出資をしている者及び使用人の変更			
(ふりがな) 氏名	生年月日	本籍	住所
	役職名・呼称	住	所

廃止又は変更の理由 ⑥ 新社屋に移転したため、車両を購入・廃車したため
東京支店 営業部 多摩 次郎
⑦ 電話：090-***-***

⑥他の例として、「株主総会で決定されたため」、「業務を縮小したため」、「政令市で積替え保管の許可を取得したため」等があります。

⑦日中連絡の取れる連絡先を記載してください。

届出又は変更の日から10日（法人で規則第10条の23第3項第1号又は第3号の規定を添付すべき場合にあっては、30日）以内に提出すること。項のすべてを記載することができないときは、同欄に「別紙のとおり」と例により作成した書面を添付すること。

⑧有無のいずれかに必ず○をつけてください。

新旧対照表①（届出用）

変更 有 無	変更事項	変更内容	
		変更後	変更前
有 <input checked="" type="radio"/> 無 <input type="radio"/>	(ふりがな) 法人の名称、 個人事業者の氏名	(とうきょうまるまるかぶしき がいしゃ) 東京〇〇株式会社	(かんとうまるまるかぶしき がいしゃ) 関東〇〇株式会社
有 <input checked="" type="radio"/> 無 <input type="radio"/>	法人の本店所在地、 個人事業者の住所、 連絡先	<p>⑨本店の移転と同時に駐車場も移転した場合は、「運搬車両の 駐車場所在地」の欄に詳細を記載してください。</p> 東京都新宿区西新宿 〇丁目〇番〇号 電話番号：03-1234-※※※※	
有 <input checked="" type="radio"/> 無 <input type="radio"/>	法人の代表者	新旧対照表②（届出用）及び新任者一覧表のとおり	
有 <input checked="" type="radio"/> 無 <input type="radio"/>	法人の役員等、 政令使用人等		
有 <input checked="" type="radio"/> 無 <input type="radio"/>	株主、出資者		
有 <input checked="" type="radio"/> 無 <input type="radio"/>	運搬車両・船舶	運搬車両一覧のとおり	
有 <input checked="" type="radio"/> 無 <input type="radio"/>	運搬車両用の駐車 場所在地	東京都新宿区西新宿 〇丁目〇番〇号 (新規)	東京都千代田区霞が関 〇丁目〇番地〇 (廃止)
		<p>継続して使用する駐車場については記載不要です。</p>	
有 <input checked="" type="radio"/> 無 <input type="radio"/>	取り扱う産業廃棄 物の種類の減少	廃プラスチック類 木くず 金属くず ガラ陶くず 計4品目	廃プラスチック類 木くず 金属くず がれき類 ガラ陶くず 計5品目
有 <input type="radio"/> 無 <input checked="" type="radio"/>	政令市（八王子市） における積替え保 管許可の有無	有 ・ 無	有 ・ 無
有 <input type="radio"/> 無 <input checked="" type="radio"/>	その他		

注 記入欄が足りない場合は、別途、用紙を作成し提出してください。

氏名・名称、住所、本籍、役職等は、履歴事項全部証明書、住民票抄本のとおりに記載してください。

新旧対照表②（届出用）

- ・全ての法人の役員等（代表取締役、役員、政令使用人、株主等）について全て記載してください。
- ・この表の新（役員、政令使用人、5%以上の株主、政令使用人等）の欄に記載した方のうち、都に登録がなく、今回新たに就任する方については、「番号」欄に○をし、「新任者一覧表」に必要事項を記載してください。

番号	新（役員、政令使用人、5%以上の株主等）	旧（役員、政令使用人、5%以上の株主等）
1	役職名等 株主 氏名等 東京 太郎	役職名等 代表取締役・株主 氏名等 東京 太郎
2	役職名等 代表取締役・株主 氏名等 江戸 一郎	役職名等 取締役・株主 氏名等 江戸 一郎
③	役職名等 取締役 氏名等 ジョン スミス トーキョー	役職名等 氏名等
4	役職名等 取締役 氏名等 東京 三郎	役職名等 監査役 氏名等 東京 三郎
5	役職名等 (辞任) 氏名等	役職名等 政令使用人 (江東支店長) 氏名等 東京 五郎
⑥	役職名等 政令使用人 (江東支店長) 氏名等 東京 次郎	<p>・代表取締役、役員等、令第6条の10に規定する使用人、株主等の全ての方について記載してください(例えば、役員等のみの変更の場合であっても、代表取締役、令第6条の10に規定する使用人、株主等についても記載してください。)</p>
⑦	役職名等 株主 氏名等 有限会社〇〇商事	

新任者一覧表

- ・新旧対照表②（届出用）の「番号」欄に○をした方（都に登録のない方）のみ記載してください。

⑩ (ふりがな) 氏名	生年月日	本籍
	役職名・呼称	住所
(ジョン スミス トーキョー) John Smith Tokyo	1987.3.7	**国
(まるまるしょうじ) 有限会社〇〇商事	株主	東京都新宿区***二丁目20番2号
(ほんぎらどん) HONG KIL DONG 洪吉童	1970.12.25	韓国
とうきょうじろう (東京次郎)	政令使用人	東京都新宿区***二丁目18番3号

⑪外国籍で通称がある方は、通称とふりがなも記載してください。

政令使用人に関する証明書

令和4年 1月 6日

東京都知事殿

届出者

住所 東京都新宿区西新宿〇丁目〇番〇号

氏名 東京〇〇株式会社
代表取締役 東京 太郎
(法人にあつては名称及び代表者の氏名)

下記の者は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の10に規定する「政令で定める使用人」であることを証します。

記

氏名 東京 次郎

役職 江東支店長

勤務場所（事業所名、住所）

事業所名：関東支社江東支店

住所：東京都江東区東雲〇丁目〇番〇号

業務内容

上記東京次郎は当該支店の長として以下の業務を行っている。

- ・法令順守に関する社員教育（意識醸成）
- ・社員への具体的作業に関する指導・指示
- ・収集運搬業に関する契約締結権者として社外折衝・社内調整・最終意思決定

以上

船舶の場合は、運搬車両一覧は運搬船舶一覧と読み替えてください。

— 運搬車両一覧 —

新規 3 台 (隻)

抹消 1 台 (隻)

	車体の形状	自動車登録番号 又は車両番号	最大積載量 (kg)	所有者又は使用者	備考
1	脱着装置付コンテナ専用車	品川 XXX あ 11-11	自動車検査証 記載のとおり	自動車検査証 記載のとおり	新規 抹消
2	キャブオーバ	品川 XXX い 22-22	自動車検査証 記載のとおり	自動車検査証 記載のとおり	新規 抹消
3	タンク車	品川 XXX う 33-33			新規 抹消
4	タンク車	品川 XXX え 44-44	自動車検査証 記載のとおり	自動車検査証 記載のとおり	新規 抹消
5					新規・抹消
6					新規・抹消
7					新規・抹消
8					新規・抹消
9					新規・抹消
10					新規・抹消
11					新規・抹消
12					新規・抹消
13					新規・抹消
14					新規・抹消
15					新規・抹消

・変更する車両のみ記載してください。

・既に登録されている車両・船舶は東京都環境局ホームページ内「産業廃棄物処理業者情報の検索」から確認できますので、御活用ください。

・船舶の場合は、「運搬車両一覧」を運搬船舶一覧と読み替え、「車体の形状」欄に船舶の名称を記載するとともに、「自動車登録番号又は車両番号」欄、「最大積載量」欄は空欄としてください。

※届出内容欄の該当する項目に○を付けてください。

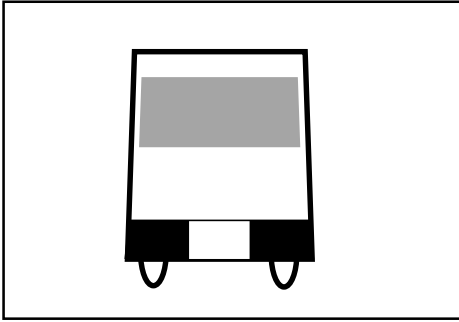
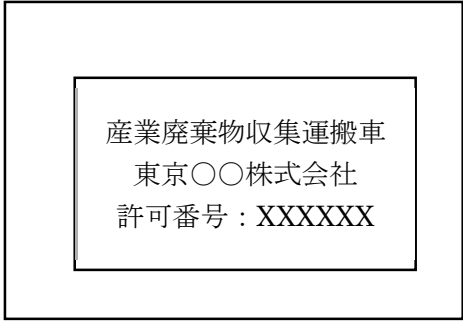
新規＝新しく登録する車両 抹消＝今回登録を抹消する車両

注) 既に登録済みで、引き続き使用する車両については記載不要です。

※東京都環境局ホームページ内「産業廃棄物処理業者情報の検索」で現在登録中の車両を確認できます。

運搬車両の写真

船舶の場合は、運搬車両の写真は運搬船舶の写真と読み替えてください。

自動車登録番号又は車両番号	品川 XXX あ 11-11
前 面 写 真	<p>写真の方向等について図示するのが望ましい。</p> <p>注意事項</p> <ul style="list-style-type: none">・車両の前面を真正面から撮影すること。・ナンバープレートが確認できること。・船舶の場合は、船舶の全体及び船舶名が確認できるように撮影すること。・不鮮明な写真、合成が疑われる写真は、再提出となる場合があります。 <p>撮影イメージ</p> 
側 面 写 真	<p>注意事項</p> <ul style="list-style-type: none">・車両の側面を真横から車両全体が分かるように撮影すること。・名称等の車体の表示が確認できること。・不鮮明な写真、合成が疑われる写真は、再提出となる場合があります。 <p>産業廃棄物収集運搬車は、車両の両側面に「産業廃棄物収集運搬車」、「会社名（事業者名）」、「許可番号の下6桁」を表示すること。</p> <p>車体の表示が読み取れない場合には、別途、当該部分を接写した写真を3枚目として添付すること。</p> <p>車体の表示の接写については、車両毎に1枚ずつ添付すること。</p> <p>※新規申請で他の自治体において既に産業廃棄物処理業許可を取得している場合、車体の表示が必要です。</p> <p>車体の表示写真イメージ</p>  <p>撮影</p> <p>令和4年 1月 4日</p>

2 業の廃止の場合

様式第十一号（第十条の十関係）

12

12 「廃止」に○をつけてください
(計2箇所)。

産業廃棄物処理業 **廃止** 届出書
変更

令和4年 1月 6日

東京都知事 殿

届出者
郵便番号 ***-****
住 所 東京都新宿区西新宿○丁目○番○号

氏 名 東京○○株式会社
代表取締役 東京 太郎

13 許可証の「許可の年月日」を記載
してください。

(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)
電話番号 03-1234-****
F A X 03-1234-****

13

令和3年 10月 5日付け第13-00-****号で許可を受けた産業廃棄物処理業に係

る以下の事項について **廃止** したので、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の2第3項に
変更
おいて準用する同法第7条の2第3項の規定により、関係書類等を添えて届け出ます。

	新	旧
廃止した事業又は変更した事項の内容（規則第10条の10第1項第2号に掲げる事項を除く。）	産業廃棄物収集運搬業を廃止	

変更した事項の内容（規則第10条の10第1項第2号に掲げる事項）

(変更内容が法人に係るものである場合) ※法定代理人、株主及び出資をしている者の変更

(ふりがな) 名称	住 所

(変更内容が個人に係るものである場合) ※法定代理人、役員（法定代理人が法人である場合の当該法人の役員を含む）、株主、出資をしている者及び使用人の変更

(ふりがな) 氏名	生年月日	本 籍
	役職名・呼称	住 所

14

廃止又は変更の理由 業務縮小のため

担当者又は担当部署 東京支店 営業部 多摩 次郎

電話：090-****-****

15

14 他の例として、「法人が解散したため」、「吸収合併により法人が消滅したため」等があります。

は変更の日から10日（法人で規則第10条の23第3項第1号又は第3号の規
を添付すべき場合にあっては、30日）以上すべてを記載することができないときは
より作成した書面を添付すること。

15 日中連絡の取れる連絡先を記載してください。

3 欠格要件該当の場合

(第十条の十の三、第十条の二十四関係)

産業廃棄物処理業

特別管理産業廃棄物処理業

欠格要件該当届出書

令和4年 1月 6日

東京都知事 殿

届出者

郵便番号 ***-****

住所 東京都新宿区西新宿〇丁目〇番〇号

東京〇〇株式会社

氏名 代表取締役 東京 太郎

(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

電話番号 03-1234-****

F A X 03-1234-****

産業廃棄物処理業

特別管理産業廃棄物処理業

に係る以下の事項について欠格要件に該当するに至ったので、

廃棄物の処理及び清掃に関する法律

第14条の2第3項

において準用する第7条の2第

第14条の5第3項

4項の規定により、関係書類等を添えて届け出ます。

⑩許可証の「許可の年月日」を記載してください。

許可番号	第 13 - 00 - ****号
許可年月日	令和 3 年 10 月 5 日
欠格要件に該当する に至った年月日	令和 4 年 1 月 4 日

⑩

欠格要件に該当するに至った具体的な事由

(裏面の該当する条項の欄に○を付け、本欄に具体的事由を記載してください。)

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第16条違反で、代表取締役が1000万円の罰金刑になった。同時に、当社についても同法違反で1億8千万円の罰金刑となった。

備考

(日本産業規格 A列4番)

裏面あり

(裏面)

・欠格要件に該当するに至った事由に丸印を付けてください。

—	法第14条第5項第2号イ
—	法第7条第5項第4号
	イ 心身の故障によりその業務を適切に行うことができない者として環境省令で定めるもの
	ロ 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
	ハ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者
○	ニ この法律、浄化槽法（昭和58年法律第43号）その他生活環境の保全を目的とする法令で政令で定めるもの若しくはこれらの法令に基づく処分若しくは暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。第32条の3第7項及び第32条の11第1項を除く。）の規定に違反し、又は刑法（明治40年法律第45号）第204条、第206条、第208条、第208条の2、第222条若しくは第247条の罪若しくは暴力行為等処罰ニ関スル法律（大正15年法律第60号）の罪を犯し、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者
	ホ 第7条の4第1項（第4号に係る部分を除く。）若しくは第2項若しくは第14条の3の2第1項（第4号に係る部分を除く。）若しくは第2項（これらの規定を第14条の6において読み替えて準用する場合を含む。）又は浄化槽法第41条第2項の規定により許可を取り消され、その取消しの日から5年を経過しない者（当該許可を取り消された者が法人である場合（第7条の4第1項第3号又は第14条の3の2第1項第3号（第14条の6において準用する場合を含む。））に該当することにより許可が取り消された場合を除く。）においては、当該取消しの処分に係る行政手続法（平成5年法律第88号）第15条の規定による通知があった日前60日以内に当該法人の役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。以下この号、第8条の5第6項及び第14条第5項第2号ニにおいて同じ。）であった者で当該取消しの日から5年を経過しないものを含む。）
	ヘ 第7条の4若しくは第14条の3の2（第14条の6において読み替えて準用する場合を含む。）又は浄化槽法第41条第2項の規定による許可の取消しの処分に係る行政手続法第15条の規定による通知があった日から当該処分する日又は処分をしないことを決定する日までの間に次条第3項（第14条の2第3項及び第14条の5第3項において読み替えて準用する場合を含む。以下この号において同じ。）の規定による一般廃棄物若しくは産業廃棄物の収集若しくは運搬若しくは処分（再生することを含む。）の事業のいずれかの事業の全部の廃止の届出又は浄化槽法第38条第5号に該当する旨の同条の規定による届出をした者（当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。）で、当該届出の日から5年を経過しないもの
	ト へに規定する期間内に次条第3項の規定による一般廃棄物若しくは産業廃棄物の収集若しくは運搬若しくは処分の事業のいずれかの事業の全部の廃止の届出又は浄化槽法第38条第5号に該当する旨の同条の規定による届出があった場合において、への通知の日前60日以内に当該届出に係る法人（当該事業の廃止について相当の理由がある法人を除く。）の役員若しくは政令で定める使用人であった者又は当該届出に係る個人（当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。）の政令で定める使用人であった者で、当該届出の日から5年を経過しないもの
	法第14条第5項第2号ハ 営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人が法第7条第5項第4号イからへまでのいずれかに該当するもの
○	法第14条第5項第2号ニ 法人でその役員又は政令で定める使用人のうちに法第7条第5項第4号イからへまでのいずれかに該当する者のあるもの
	法第14条第5項第2号ホ 個人で政令で定める使用人のうちに法第7条第5項第4号イからへまでのいずれかに該当する者のあるもの